

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める施設基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

【九州厚生局への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出をおこなっています。

● 基本診療料

- ・ 機能強化加算
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 連携強化加算
- ・ サーベイランス強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

● 特掲診療料

- ・ 在宅療養支援診療所（届出区分 3）
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅医療 DX 情報活用加算
- ・ 在宅医療情報連携加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

【診療明細書について】

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【機能強化加算について】

当診療所は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関を紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。
- 訪問診療を行っている患者さまに対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」を利用して、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関を検索できます。

ふくおか医療情報ネット <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenuult.asp>



【医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算】

当診療所では医療 DX を推進し質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- 居宅同意取得型オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを今後導入していく予定としております。

【在宅医療情報連携加算】

患者様の状況に応じて、下記医療施設ときめ細やかな連携体制をとっています。

患者様同意の上、連携する施設間において ICT ツール（ちどりネット）で患者様の診療情報等を共有しています。

【連携医療機関・介護事業所】

あおぞら薬局	訪問看護一会
あいあい薬局 飯塚店	リハナス訪問看護ステーション
星見台調剤薬局	はろうず訪問看護ステーション
中津原調剤薬局	
マイルド薬局 西町店	

【一般名での処方について】

当診療所では薬局で患者さんへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。

なお、医薬品によっては一般名処方ができない場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

また、患者さんが一般名処方から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

【長期処方、リフィル処方箋について】

当診療所では、28 日以上の長期投薬、医師の定めた一定の期間内であれば繰り返し利用できるリフィル処方に対応しています。ただし、症状等によっては医学的に対応ができない場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【保険外負担に関する事項】

当診療所では各種診断書など、実費のご負担をお願いしています。詳しくは、自費料金一覧表をご参照ください。